

ご利用者団体各位

東和薬品ラクトブドーム
(大阪府立門真スポーツセンター)

当館ご利用時における障がい者の方への配慮について（お願い）

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」）が施行され、行政機関においては「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮の不提供の禁止」が法的義務とされました。

これに伴い、大阪府教育委員会は、「大阪府教育委員会障がいを理由とする差別の解消の推進に関わる職員対応規程及び要綱」（以下「対応要綱」）に基づき対応しています。

さらに大阪府教育委員会が事務事業の一環として業務を外部委託している場合、その受託者や指定管理者（当館が該当します）には「合理的配慮の提供」の努力義務が規定されています。

これらを踏まえ、このたび大阪府教育委員会から当館も含めた指定管理者に対し、「公の施設において、その取扱いに差異が生じることによって、障がい者の方が不利益を受けることのないよう、障害者差別解消法及び対応要綱を踏まえた対応の徹底」の依頼がありました。

つきましては、当館をご利用頂く際は、下記の内容にご留意下さるようお願い申し上げます。

また、ご利用の際の関係団体にも併せてご周知頂くようお願い致します。

記

1. 「障がい者」について

障害者差別解消法において、障がい者とは、「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身機能に障がいのある方で、障がいや社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方」と定義しています。

2. 基本的な対応について

- (1) 障がいを理由として不当な差別的取扱いをしないで下さい。
- (2) 何らかの対応を必要としている意思を伝えられた時には、必要に応じ、裏面に記載の対応事例を参考に、「合理的配慮の提供」に努めて下さい。

◆「合理的配慮」について

障がい者の方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担が過重でない範囲で、障がい者の方が置かれている状況を踏まえて、当事者間の対話による相互理解の中で柔軟に対応することをいいます。

◆障がい者の方への対応事例について

- ①スロープ等に物品を置くなどして、通行の妨げにならないよう注意する。
- ②多目的トイレは、体の不自由な方や通常のトイレでは使用が困難な方を優先する。また多目的トイレを関係者専用にするなどの扱いは行わない。
- ③エレベーター利用の際には、介助者が付き添いのうえ、会場までスムーズに到着できるよう対応する。また全エレベーターを関係者専用にするなどの扱いは行わない。
- ④自家用車、タクシー等からの降車、乗車の補助に配慮する。
- ⑤施設内移動の際の補助、車いすの介助等に配慮する。

3. その他「合理的配慮」に係る留意事項について

当ペーパーに記載の内容の他に、貴団体で対応を検討される際には、以下を参考にして「合理的配慮の提供」に努めて下さい。

※内閣府ホームページ「合理的配慮等具体例データ集」

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/>

※大阪府ホームページ「大阪府障がい者差別解消ガイドライン」

http://www.pref.osaka.lg.jp/keikakusuishin/syougai-plan/sabekai_guideline.html

以上